大会出場日数規程

制定 平成 24 年 12 月 9 日 施行 平成 24 年 12 月 9 日 制定 令和 3 年 11 月 27 日 施行 令和 4 年 4 月 1 日 施行 令和 5 年 4 月 1 日

- 第1条 本連盟におけるゴルフの競技は、高等学校体育及びスポーツ活動として実践されるものであり、学校教育の観点から、過度の競技出場は生徒としての本分を失う恐れがあるので、以下のように定める。
- 第2条 本連盟主催・後援・派遣競技及び日本ゴルフ協会主催競技・派遣競技以外は、年間出場試合日数が16日間(最大を適用)を越えてはならない。
- 第3条 地区・都道府県連盟主催及び後援競技、日本ゴルフ協会傘下の各地区連盟主催競技及 び国民体育大会への出場日数は、この限りではない。
- 第4条 第2条・第3条に定めた競技以外の試合に出場する者は、事前に各地区・都道府県連盟事務局へ、出場届けを提出しなければならない。
- 第5条 競技終了後、2週間以内に「試合結果報告」を各地区・都道府県連盟事務局へ提出しなければならない。
- 第6条 第2条に定めた出場試合日数を超えた者、第4条・第5条に定めた報告義務を怠った 者は、本連盟の賞罰規定により罰則を与える。
- 第7条 本規程は理事会にて改定する。